

【後期高齢】セルフメディケーション税制に関する 健診の受診証明の発行

問 県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター係 ☎092-651-3111 [HP](http://www.fukuoka-kouki.jp) <http://www.fukuoka-kouki.jp>

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進と疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品と一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際、その費用について所得控除を受けることができるものです。この税制に関する一定の取組の一つである後期高齢者健康診査の受診証明を必要とする場合は、郵送による請求が必要です。(証明依頼書は広域連合ホームページまたは市国保年金課で入手できます)

【健診証明の請求が必要な人】

平成29年1月～12月の間に福岡県後期高齢者健康診査を受診し、次の4項目全てに該当する人

- ①平成29年中の所得について確定申告または市・県民税の申告を予定している(課税所得がない場合は不要)
- ②平成29年中に1万2千円以上の対象医薬品を購入した領収書を持っている
- ③従来の医療費控除の適用を受ける予定がない(両方の適用は不可)
- ④他の証明書類(インフルエンザ予防接種やがん検診領収書など)を所持していない

【郵送先】

〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1-27福岡県自治会館5階

福岡県後期高齢者医療広域連合 健康企画課健康企画係

※確定申告については、税務署または市税務課にお問い合わせください



【医療費通知の再発行について】

平成29年度税制改正により、後期高齢者医療被保険者の医療費通知の再発行ができるようになりました。手続の詳細はお尋ねください。

あすてらす「満天の湯」東側浴場 タイル貼り替え工事のため一時休業します

問 健康課総務係 ☎72-6666内線123

あすてらす内「満天の湯」東側浴場(和風露天風呂「天の川」側)のタイル貼り替え工事を行います。その間、完全休業または西側浴場のみの利用となります。ご迷惑をおかけしますがご協力のほどよろしくお願いします。

工事期間 1月23日(火)～2月末予定

場所 あすてらす内「満天の湯」東側浴場

工事期間中の営業について

①温泉ゾーン完全休業期間

1月23日(火)～25日(木)

※工事終了後も3日間程度完全休業となります

②西側浴場、家族風呂のみ営業期間

1月26日(金)～2月末予定

◆奇数日…女湯 ◆偶数日…男湯

上記の期間は、西側浴場のみの利用となるため、男女どちらか一方のみの利用となります。家族風呂は通常通り利用できます。



空き家に関する相談を受け付けます

申問 都市計画課建築指導係(西別館2階) ☎72-2111内線353・354

空き家を所有している人や近隣の空き家でお困りの人を対象に相談を受け付けます。お悩みやご意見をお寄せください。

相談手順 事前に相談希望日時と相談内容をお電話ください。

必要書類 次の書類を持参いただくと、より詳細な相談ができます。

- ①土地・建物の全部事項証明書(登記簿謄本)
- ②地図・字図
- ③固定資産税の納税通知書・課税明細書
- ④建築当時の書類(申請書・通知書など)
- ⑤空き家に関して市から送付されたもの
- ⑥現地写真



- 注意点**
- ・相談内容により、市で対応できないものがあります
 - ・市の空き家関係部署は複数ありますので、内容により移動を伴う場合があります
 - ・相談から回答までお時間をいただくことがあります

小郡市「市民みんなでサービスチェック(市民会議)」を開催しました

問 財政課財政係 ☎72-2111内線232

12月3日(日)に、あすてらす1階多目的ホールで、「市民みんなでサービスチェック」と題した、市民会議を開催しました。

当日は、有識者や公募で選ばれた市民の代表者など46人に委員として参加していただき、あらかじめ市が抽出した48の議題について話し合い、意見書を提出していただきました。また、多くの傍聴者にも来場いただき、貴重な意見をいただくことができました。

いただいた意見書は、報告書として取りまとめ、2月までに市長へ報告するほか、インターネット上で一般公開する新年度予算の市長査定で、概要を報告します。

